

居宅介護サービス重要事項説明書

〈令和6年6月1日現在〉

次のとおり、社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会介護事業所（以下「事業者」といいます。）が行う居宅介護サービスの主な内容についてご説明します。

1. 居宅介護サービスについての相談窓口

〈月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分〉

- 電話 0772-46-5556
0120-46-0294（フリーダイヤル）
- FAX 0772-46-3096
- 担当 小西隆子（主任訪問介護員）
橋本明久（サービス提供責任者）
太田まみ（サービス提供責任者）

2. 居宅介護サービスの概要

(1) サービスの種類と区域

事業所名	社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会介護事業所
所在地	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 2272 番地 1
居宅介護指定番号	居宅介護 第2612000022号
サービスを提供する区域	与謝野町(旧岩滝町)内

(2) 職員の体制

職種	員数
管理者	1名（常勤）
サービス提供責任者	2名以上
訪問介護員	常勤3名以上、非常勤8名以上

(3) サービス提供時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分（祝祭日を除く。）
サービス提供時間帯	月～日 午前8時～午後6時 (希望により早朝・夜間の相談に応じます)

3. 居宅介護サービスの内容

当事業所では、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、次のサービス内容の中から具体的なサービス内容やサービス実施日などの居宅介護計画を定め、サービスを提供します。

この居宅介護計画は、あらかじめ利用者やその家族に事前に説明し、同意を得る他、利用者の申し出により、見直すこともできます。

(1) 身体介護

- [食事介助] 全面・一部介助／食事誘導／見守り／水分補給／おやつ介助／摂取量の確認／食後の確認（観察）
- [入浴介助] 浴槽介助／シャワー介助／移動介助／洗髪／身洗
- [排泄介助] トイレ・ポータブルトイレへの移動／尿便器介助／ポータブルトイレ介助／排泄後の処理／オムツ・パッド交換／陰部清拭／陰部洗浄
- [清 拭] 全身清拭／一部清拭陰部清拭（洗浄）／簡易洗髪／足浴・手浴
- [体位変換] 褥瘡予防臥位・姿勢交換／起坐位移動／ベッドからの移動／シーツ交換
(クッション、バスタオル、枕、座布団などの使用あり)
- [更衣介助] 全面・一部介助
- [身体整容] 洗顔・歯磨き・洗髪などのモーニングケア
- [外出介護] 運動の補助／買い物同行／同行者の安全確認
- [その他] その他

(2) 家事援助

- [調 理] 調理／下準備／配膳
- [洗 濯] 洗濯／干しと取り入れ／整頓
- [掃 除] 居室／トイレ／浴室／台所／ふとん干しと取り入れ／シーツ交換／タンス整理／ごみ出し／ポータブルトイレ
- [買 物] 食料品／日用雑貨品／衣料品
- [連 絡] 対公的機関（役場など）／薬受け取り／受診手続き／対その他機関
- [交 流] 代読／代筆／要約筆記
- [その他] その他援助

(3) 身体介護＋家事援助

上記の (1) と (2)

4. 利用料金

サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます。

【料金表】 ※日中時間帯にサービス利用の場合（午前8時00分～午後6時00分）

	基本利用料金（1回）		自己負担額
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上～60分未満	4,040円	404円
	60分以上～90分未満	5,870円	587円
	90分以上～120分未満	6,690円	669円
	120分以上～150分未満	7,540円	754円
	150分以上～180分未満	8,370円	837円
	180分以上 921単位に30分増すごとに+83単位	+ 830円	左記の総合計の1割
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上～45分未満	1,530円	153円
	45分以上～60分未満	1,970円	197円
	60分以上～75分未満	2,390円	239円
	75分以上～90分未満	2,750円	275円
	90分以上 311単位に15分増すごとに+35単位	+ 350円	左記の総合計の1割

*基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

*2名の訪問介護員によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、利用者の同意を得た上で通常利用料金の2倍の料金となります。

(1) 利用者負担金の上限について

介護給付費対象のサービスの利用者負担額は、上限が定められています。利用者のご希望により、当事業所を利用者負担額の上限管理者に選定される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

(加算額・・・150円)

(2) 初回加算

該当要件	加算額
新規にサービス契約を結んだ初月（過去二月に当該事業所よりサービス提供を受けていない）に、サービス提供責任者によるサービスの提供または同行訪問があった場合に所定料金が加算されます。	200円/1月

(3) 緊急時対応加算

該当要件	加算額
利用者やご家族等からの要請で、元々の計画にない身体介護が中心のサービスを、要請から24時間以内に実施した場合に所定料金が加算されます。	100円/1回

(4) 特別地域加算

厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者の方にサービスを行なう場合、利用料に15%を加算させていただきます。

(5) 特定事業書加算(Ⅱ)

居宅介護サービスにおいて、訪問介護員の質の向上や活動環境の整備などを行っている事業所として特定事業所加算(Ⅱ)に該当しますので、基本単に10.0%を加算させていただきます。

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

介護職員の賃金改善などの処遇改善を行うことを目的とし、月の合計料金に27.3%の加算が適用されます

(7) キャンセル料

利用者の都合により、当日サービスをキャンセルする場合は、キャンセル料として500円をいただきます。

(8) その他

① 費用の負担

利用者の方の住居で、居宅介護サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者の方の負担になります。

② 自己負担金のお支払い方法

毎月10日までに前月分の請求をさせていただきます。お支払い方法は、金融機関の口座振替でお願いします。

5. 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

① 医療行為

② 利用者または家族等の金銭、貯金通帳、証書、書類等の預かり、利用者またはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受

③ 契約者の家族等に対するサービスの提供

④ 飲酒、喫煙及び飲食

⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(止むを得ない場合を除く)

⑥ 利用者またはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

6. 緊急時の対応方針

居宅介護サービスの提供中に、利用者の方に容態の変化等があった場合は、主治医、消防署、ご親族、相談支援事業者等へ連絡をいたしますので、次の内容についてお知らせください。

主治医	医療機関名	
	氏名	
緊急連絡先	氏名（続柄）	()
	電話番号	
相談支援事業所	事業所名	
	担当者氏名	

7. 事故発生時の対応（賠償責任）

事業者は、居宅介護サービスの提供に伴って、自己の責めによる事由で利用者の方の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、即座にその対応を図ることはもとより利用者の方に対してその損害を賠償します。

8. サービス記録

(1) サービスの実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施内容等を記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅会議計画及び実施記録は、サービス提供日より5年間保管します。

(2) 情報の管理、開示

当事業所では、関係法令に基づき、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者のお求めに応じてその内容を開示します。

9. 相談・要望・苦情の窓口

【与謝野町社会福祉協議会岩滝支所】 苦情解決責任者：野村由美 苦情受付担当者：小西隆子 橋本明久 太田まみ	所在地：与謝野町字岩滝 2272 番地 1 TEL：0772-46-5556 FAX：0772-46-3096
【与謝野町】 福祉課	所在地：与謝野町字加悦 433 番地 TEL：0772-43-9021 FAX：0772-42-0528

10. 第三者による評価の実施状況 無

1 1. 個人情報の保護及び秘密の保持について

利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとしします。

1 2. 人権の擁護・虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護の観点から、利用者が人権の侵害や虐待を受けている、または疑われる事実を確認した場合は、関係機関へ通報義務を負います。

事業所は、人権の侵害や虐待行為を予防するため、指針の整備、定期的な委員会の開催、研修を実施します。

1 3. 衛生管理について

事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとしします。

事業所は、感染症の発生や感染拡大を防止するため、定期的な委員会の開催、感染拡大防止のための指針の整備、感染症予防及び感染拡大防止のための研修及び訓練を実施します。

1 4. 身体拘束の禁止について

事業所は、事業の提供に当たっては、利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会や、指針の整備、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施いたします。

1 5. 業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的にできる体制を構築するため、業務継続計画を策定します。

事業所は、職員に対し業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的実施いたします。

1 6. ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者の方に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 京都府与謝郡与謝野町岩滝 2272 番地 1
名 称 社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会介護事業所 ㊟

説明者 所 属 与謝野町社会福祉協議会
氏 名 ㊟

契約書及び本書面により、事業者から居宅介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 与謝野町字
氏 名 ㊟

代理人 住 所
氏 名 ㊟
<利用者との続柄： >